

福山市 学校における働き方改革

1 概要

福山市では、「授業づくりを行う時間の確保」と「超過勤務の縮減」に向けて2018年（平成30年）8月に策定した「学校における働き方改革取組方針」を条例等の改正や急速に進むデジタル化等の状況から2022年（令和4年）4月に改定し、取組期間や目標を再設定、現状や課題を踏まえた重点的な取組を進めています。

福山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（抜粋）

第3条 教育委員会は、時間外在校等時間について、次に掲げる時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

学校における働き方改革取組方針（R4改定）

1 目指す姿

- 教職員が個性を發揮しながら、子どもたちとともに自ら挑戦し続けている。
- 教職員の超過勤務が縮減され、元気に笑顔で勤務できる環境が整っている。

2 目標

- 超過勤務の縮減
- 授業づくりを行う時間の確保
- 自分の個性が認められているという実感の向上

3 期間

2022（R4）年度～2026（R8）年度

4 取組

- 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

教職員の在校等時間の記録要領（R5改定）

【改定のポイント】

1 時間外在校等時間の上限時間の設定

- 原則 1年における時間外在校等時間について360時間
1月における時間外在校等時間について45時間

2 休憩時間

休憩時間を確実に確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。

3 持ち帰り業務の取扱い

持ち帰り業務は、在校等時間に含めない。本来、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、上限時間を守るために、持ち帰り業務が増加することのないようにするとともに、持ち帰り業務を縮減するよう、実態を把握し、取り組むこと。

4 長時間勤務に関する相談窓口の周知

2 主な取組

(1) 「業務改善，教育活動の精選」に係る取組

- 2018(H30) ・学校における働き方改革取組方針
・運動部活動方針
・17時以降の電話連絡を控える依頼文の発送
- 2019(R1) ・留守番電話設置
・個人情報持ち帰り原則禁止
- 2020(R2) ・授業時間原則5時間，夏休みの短縮
・普通教室空調整備
- 2021(R3) ・1人1台端末の配付・活用
- 2022(R4) ・(中)出席簿のデジタル化
・部活動地域移行のモデル校事業

(2) 「補助員等」の拡充

- 2018(H30) ・小中一貫補助員 12人
・図書館補助員 17人
・スクールサポートスタッフ 12人
・校務補助員 32人 計 123人
- 2022(R4) ・図書館補助員 37人
・スクールサポートスタッフ 48人
・校務補助員 93人
・部活動指導員 66人 計 244人

3 教職員の状況

(1) 時間

◆在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の状況 (%)

	2018(H30)		2022(R4)	
	月45h以内	年360h以内	月45h以内	年360h以内
小	68.6	23.7	93.8	50.1
中	40.4	20.7	68.2	30.0

◆授業づくりを行う時間が確保されていると感じる教員 (%)

	2018(H30)		2022(R4)	
	当てはまる	よく当てはまる	当てはまる	よく当てはまる
小	59.6	25.6	74.8	29.2
中	38.8	15.2	69.7	22.3

※ 2022(R4)は2月末現在

(2) 意識

◆個性が認められているという実感があると感じる教員 (%)

	2020(R2)		2022(R4)	
	当てはまる	よく当てはまる	当てはまる	よく当てはまる
小	78.3	33.5	83.3	41.1
中	74.4	30.1	77.8	34.4